

医療事故に係る情報提供の指針

特定医療法人五仁会
元町 HD クリニック

2007年12月5日作成

1. 医療事故に係る情報提供の趣旨

本院は、高度の透析医療を提供するとともに、患者の安全を最優先に考えるよう医療従事者の意識改革を図り、院内における医療安全管理を徹底し、医療の透明性を高め、患者の信頼を確保しなければならない。

このため、医療事故は本来あってはならないものであるが、不幸にして本院において発生した場合には、患者及び家族のプライバシーの保護に最大限の配慮を払いつつ、医療安全管理上重要な情報を提供することにより、医療事故の再発を防止し、医療安全対策の徹底を期すこととする。

2. 提供する医療事故に係る情報の範囲

提供する医療事故に係る情報は、次の3から7までに定める範囲とする。ただし、個人識別情報又は個人を識別することはできないが情報提供することによりなお個人の権利利益を害するおそれのあるものを除く。

3. 患者、家族等への情報提供

医療事故が発生した場合、まず当該事故に対する初期対応を適切に行った後、できるだけ早い段階で、患者、家族等に対し、発生した事故、事故後に行った処置等について、誠実かつわかりやすく説明する。

なお、患者、家族等の要請があった場合は、次のとおり情報提供を行う。

(1) 診療録、看護記録等の閲覧又は写しの交付 (医事課)

(2) 医療事故調査委員会報告書の写しの交付（事故関係者は匿名とする。）
(医療安全対策委員会)

4. 職員に対する医療事故に係る情報の周知徹底（医療安全対策委員会）

医療事故の再発を防止するため、医療安全管理上重要な事故事例及びその防止策について、院内の諸会議・研修会、メーリングリスト（「医療安全対策委員会のお知らせ」）等により、職員に対して周知徹底を図る。

5. 医事行政機関への届出（事務部）

(1) 届出先医事行政機関

ア 厚生労働省

イ 兵庫県

(2) 届出事由

医療過誤により死亡若しくは永続的な高度な障害が発生した場合又はその疑いがある場合

(3) 届出事項

① 医療事故調査委員会報告書

② ①の概要（抜粋）

ア 事故名

イ 病院名・所在地・病院長名・電話番号

ウ 患者の住所（県・市町村名のみ）・年齢・性別

エ 発生日時・場所

オ 発生経過（事故に係る医療行為、原因等）

カ 事故に関与した部署名

キ 事故後の対応（医療安全対策委員会又は事故調査委員会の開催状況）

ク 事故再発防止策

ケ 事故報告・届出先

6. 警察署への届出（経営管理課窓口）

(1) 届出事由

各部署の責任者、主治医等は、医師法第21条に定めるもののほか、医療過誤により死亡若しくは永続的な高度な障害が発生した場合又はその疑いがある場合は、病院長に報告し、病院としての意思決定を得た後、速やかに所轄警察署へ届出を行う。

(2) 患者及び家族の同意

前項のうち、医療過誤により死亡若しくは永続的な高度な障害が発生した場合又はその疑いがある場合の届出については、原則として事前に患者及び家族の同意を得るものとする。

7. マスコミへの公表（事務部）

(1) 公表する医療事故

因果関係が明らかな医療過誤によって死亡又は永続的な高度な障害が発生した場合

(2) 患者及び家族の同意

事前に患者及び家族に公表の範囲等について十分説明を行い、公表については原則として書面による同意を得るものとする。

(3) 公表の方法

原則として、兵庫県の記者クラブに対する資料提供により行うものとする。

(4) 主な公表項目

ア 事故名

- イ 病院名・所在地・病院長名
- ウ 患者の住所（県・市町村名のみ）・年齢（年代のみ）・性別
- エ 発生日時・場所
- オ 発生経過（事故に係る医療行為、原因等）
- カ 事故に関与した診療科名
- キ 事故後の対応（医療安全対策委員会又は事故調査委員会の開催状況）
- ク 事故再発防止策
- ケ 事故報告・届出先
- コ 患者及び家族のプライバシー保護についてのお願ひ
- サ 本件の照会窓口（経営管理課長・氏名・電話・FAX）

附 則

この指針は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

【参 考】

1. 「医療事故」についての本院における定義

「医療事故」とは、医療にかかわる場所で、医療の全過程において発生する人身事故をいう。過失が存在するもの（医療過誤）と不可抗力（偶発）によるものの両方が含まれる。